

特別養護老人ホーム ヴィラ稻荷山

利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割(通常)が介護保険から給付されます。

【サービス利用料金(1日あたり)】

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い頂きます。

(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

(利用料金・・・ユニット型介護老人福祉施設サービス費)

	要介護度	1割	2割	3割
1. サービス利用に係る自己負担額 (1日あたり)	要介護1	701円	1,401円	2,101円
	要介護2	774円	1,547円	2,320円
	要介護3	852円	1,704円	2,556円
	要介護4	926円	1,852円	2,778円
	要介護5	998円	1,996円	2,994円
2. 月額負担額 (31日で計算)	要介護1	21,705円	43,410円	65,114円
	要介護2	23,973円	47,945円	71,917円
	要介護3	26,402円	52,804円	79,206円
	要介護4	28,702円	57,404円	86,106円
	要介護5	30,938円	61,875円	92,812円

注1 所得に応じて減額があります。

注2 上表の2. 月額負担額は、1ヶ月を31日で計算しており、実際の費用は月により異なります。

注3 端数処理の関係で、実際の請求額と1円程度の差が出ることがあります。

注4 上表の月額負担額は、1日あたりのユニット型介護福祉施設サービス費に地域区分10.45円を乗じて計算しております。

注5 利用者が、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注6 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◇ 当事業所にて算定する各種加算について

①体制加算(基準に該当しなかった月については算定いたしません。)

※標記の金額は、介護保険負担割合が1割負担の場合の目安です。2割負担、3割負担の各種加算の負担額は、1割負担額のそれぞれ約2倍、約3倍となります。

加算名	1割負担の場合	要件
日常生活継続支援加算(Ⅱ) (1日あたり)	約48円	算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者総数のうち、要介護4若しくは5の入所者が70%以上、算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者総数のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%以上で、なおかつ介護福祉士の数がご利用者6名につき1名以上配置した場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日あたり)	約19円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置することで算定されます。(日常生活継続支援加算を算定する場合は算定しません。)

サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)口 (1日あたり)	約13円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上配置することで算定されます。(日常生活継続支援加算を算定する場合は算定しません。)
看護体制加算(Ⅰ)口 (1日あたり)	約5円	常勤の看護職員を1名以上配置することで算定されます。
看護体制加算(Ⅱ)口 (1日あたり)	約9円	常勤換算方法で看護職員を4名以上配置することと、24時間の連絡体制を確保することで算定されます。
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)口 (1日あたり)	約19円	夜勤を行う介護職員と看護職員の数が、最低基準を1人以上、上回って配置することで算定されます。
精神科医師療養指導 加算 (1日あたり)	約6円	認知症の診断を受けている方が3分の1以上利用されている事業所において、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に算定されます。
認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (1日あたり)	約3円	日常生活に支障をきたすおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の割合が50%以上である場合に、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一定以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合に算定されます。
認知症チームケア推進 加算Ⅰ (1月あたり)	約157円	①利用者の総数のうち、周囲のものによる日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の占める割合が50%以上である場合に、②認知症介護に係る専門的な研修および認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、③対象者に対して個別評価を計画的に実施した結果をもとにチームケアを実施、④定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合に算定されます。※認知症専門ケア加算が算定されている場合は算定不可。
認知症チームケア推進 加算Ⅱ (1月あたり)	約126円	上記の要件の内、①、③、④の基準に適合し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合に算定されます。
協力医療機関連携加算 (1月あたり)	約105円 (令和7年4月以降約53円)	協力医療機関との間で、利用者等の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的開催している場合に算定されます。
高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅰ (1月あたり)	約11円	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の利用者への感染拡大を防止するための対策を講じた場合に算定されます。
高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅱ (1月あたり)	約6円	医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定されます。
安全対策体制加算 (施設入所時)	約21円	事故発生防止のための指針の作成、委員会の開催、従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者(外部研修受講者)を配置し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に算定されます。
科学的介護推進体制 加算Ⅰ (1ヶ月あたり)	約42円	利用者全員を対象として、利用者ごとの心身の状況等やケアの内容、リハビリテーション等のデータを厚生労働省へ提出し、厚生労働省からのフィードバックを活用しつつケアの質向上を図る取組みを実施している場合に算定されます。
科学的介護推進体制 加算Ⅱ (1ヶ月あたり)	約53円	科学的介護推進体制加算Ⅰの要件に加え、利用者ごとの疾病等のデータを厚生労働省へ提出した場合に算定されます。

ADL 維持等加算 (Ⅰ)ADL 利得平均値 1 以上(1ヶ月あたり) (Ⅱ)ADL 利得平均値 3 以上(1ヶ月あたり)	約32円 約63円	利用者全員の ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している場合、評価対象期間(厚生労働大臣が定める期間)の満了日の属する月の翌月から12ヶ月に限り算定されます。 ※ADL 日常生活動作
生産性向上推進体制加算Ⅰ (1月あたり)	約106円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行なっており、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取り組みを行なっている場合、1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行ない業務改善の成果が確認されている場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月あたり)	約11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、ICT 機器等を導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合に算定されます。

②該当されるサービスを利用された場合に算定される加算

加算名	1割負担の場合	要件
栄養マネジメント強化加算 (1日あたり)	約12円	常勤の管理栄養士を適正数配置し(利用者50名あたり1名、管理栄養士が給食管理をしている場合は利用者70名あたり1名以上)、低栄養リスクが高い利用者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合で、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。
個別機能訓練加算Ⅰ (1日あたり)	約13円	個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に算定されます。
個別機能訓練加算Ⅱ (1ヶ月あたり)	約21円	個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定されます。
個別機能訓練加算Ⅲ (1月あたり)	約21円	個別機能訓練加算Ⅱを算定している場合であって、口腔衛生管理加算Ⅱおよび栄養マネジメント強化加算を算定し、利用者毎に理学療法士等が個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の口腔の健康状態に関する情報および利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有し、かつ、共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有している場合に算定されます。
自立支援促進加算 (1月あたり)	約293円	利用者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上を図るため、多職種共同による支援計画の作成、支援計画に基づく自立支援の促進、支援内容の評価と支援計画の見直しを通じて、継続的に利用者の尊厳を保持し、自立支援に係る質の管理を行った場合に算定されます。
入院または外泊時の費用の算定 (1日あたり)	約257円	医療機関への入院または居宅等へ外泊される場合、1月に6日を限度として算定されます。
初期加算 (1日あたり)	約32円	入所日から起算して30日以内の期間について算定されます。30日を超える病院又は診療所への入院後に当事業所に再び入所した場合も同様に算定されます。

療養食加算 (1食あたり)	約7円	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に1食ごとに算定されます。
再入所時栄養連携加算 (再入所時1回)	約209円	利用者が医療機関に入院し、再入所にあたり特別食等を提供する必要がある場合に、施設の管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、施設へ再入所受け入れした場合に算定されます。
経口移行加算 (1日あたり)	約30円	経管により食事をされているまたは摂食・嚥下機能障害により誤嚥が認められる利用者に対し、医師の指示に基づき、管理栄養士、看護職員等が共同で経口の食事摂取を進めるため、計画を作成し栄養管理を行った場合、原則180日以内の期間を限度として算定されます。180日を超えた期間に行われた場合であっても、医師の指示に基づき継続して支援が必要とされる場合は、引き続き算定されます。
経口維持加算(Ⅰ) (1月あたり)	約418円	医師または歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して利用者の栄養管理をするための食事の観察および会議等を行い、経口維持計画を作成している場合に算定されます。
経口維持加算(Ⅱ) (1月あたり)	約105円	前項の食事の観察および会議等に歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合に算定されます。
口腔衛生管理加算Ⅰ (1ヶ月あたり)	約95円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔ケアを月2回以上実施し、また、利用者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合に算定されます。
口腔衛生管理加算Ⅱ (1ヶ月あたり)	約115円	口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施にあたって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間) (1回あたり)	約680円	入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、医師や協力医療機関と事業所の間で具体的な取り決めがなされており、24時間対応できる体制を確保している場合に算定されます。 (午前6時～午前8時、午後6時～午後10時)
配置医師緊急時対応加算(深夜) (1回あたり)	約1,359円	要件は同上。 (午後10時～午前6時)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ (1ヶ月あたり)	約4円	利用者ごとに施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価し、その後少なくとも3ヶ月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたって当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し、かつ、褥瘡が認められる、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者ごとに褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施するとともに、少なくとも3ヶ月に1回、利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直している場合に算定されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅱ (1ヶ月あたり)	約14円	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加え、施設入所時の評価の結果、褥瘡が認められた利用者等について褥瘡が治癒した場合、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生がない場合に算定されます。
若年性認知症入所者受入加算 (1日あたり)	約126円	若年性認知症利用者に対して、サービスを行った場合に算定されます。
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日以前31日前から45日以下(1日あたり)	約76円	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対し、別に定める「看取りの指針」に基づいて、本人または家族の同意を得ながら、看取りのケアを行った場合に算定されます。加算算定に関しましては、亡くなられた日からさかのぼって45日間を限度に算定されます。

看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日あたり)	約150円		
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日前日及び前々日(1日あたり)	約711円		
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日(1日あたり)	約1,338円		
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算(1回あたり)	約481円	利用者の退所に先立って介護支援専門員等が、退所後生活する居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定されます。
	退所後訪問相談援助加算(1回あたり)	約481円	退所後30日以内に居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定されます。
	退所時相談援助加算(1回あたり)	約418円	利用者が退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退所時に利用者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等の相談援助を行い、利用者の同意を得て、2週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して、必要な情報を提供した場合に算定されます。
	退所前連携加算(1回あたり)	約523円	利用者が退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退所に先立って利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得て、必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の調整を行った場合に算定されます。
退所時情報提供加算(退所時1回)	約262円	医療機関へ退所する利用者等について、退所後の医療機関に対して、利用者等を紹介する際、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定されます。	
退所時栄養情報連携加算(退所時1回)	約74円	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者、または低栄養状態にあると医師が判断した利用者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、利用者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定されます。	
在宅復帰支援機能加算(1日あたり)	約11円	利用者の退所後の在宅生活について、利用者の家族との連絡調整を行い、利用者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、必要な情報の提供や退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に算定されます。	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日あたり)	約209円	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅の生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断された場合、入所した日から起算して7日を限度として算定されます。	
新興感染症等施設療養費(1日あたり)	約251円	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定されます。	

③その他の加算

・介護職員等処遇改善加算Ⅰ

キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たし、介護職員の処遇改善等を実施している場合に、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)に以下の割合を乗じた単位を加算します。

14.0%

(2)介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用者が選定し利用するサービスで利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事費用(酒類を含みます。)

・栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事や利用者の希望に基づいた特別な食事を

提供します。

・利用料金:下表のとおり

種 類	内 容	利 用 料
食事の提供にかかる費用	利用者に提供する食事の調理に要する費用と材料の費用	朝食 350円 昼食 660円 夕食 660円
おやつ提供にかかる費用	利用者に提供するおやつ調理に要する費用と材料の費用	1回 110円
行事食追加費用	誕生日会、季節行事等の特別献立時の材料費の追加相当分	1回 500円
外食費用	利用者が行った外出行事等で外食に要した費用	実費
酒 類	個人の嗜好による酒類の提供に要した費用	実費
そ の 他	その他個人の嗜好により提供した特別な食事に要した費用	実費

② 居住費

居住費(1日)	ユニット型個室
	3,450円

※夫婦等で同一の居室を使用する場合の居住費1日分は、各利用者から居住費をお支払いいただきます。

※利用者が入院した場合及び外泊した場合においても、居住費はいただきます。

③ 外泊・外出に伴う食事・おやつキャンセルに伴い発生する費用

	内 容	キャンセルに伴う費用
前々日16時までに申し出がなかった場合	提供予定の食費相当額	朝食 350円 昼食 660円 夕食 660円
	提供予定のおやつ代相当額	1回 110円

④ 理美容代

(ビューティーヘルパー)

・月に3回(第1・2・3金曜日)美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

・利用料金:下表のとおり。

ビューティーヘルパー メニュー	1回あたりのサービス料金
丸刈り	2,000円
カット・ブロー(男性・女性)	2,400円
毛染め・洗髪・ブロー	4,500円

パーマ・洗髪・ブロー	4,500円
カット・パーマ・洗髪・ブロー	6,500円
カット・毛染め・洗髪・ブロー	6,500円
ベッドサイド料金	別途500円追加
ロング料金(洗髪メニュー) ※肩より下の長さ	別途1,000円追加

(バーバーセブン)

- ・月に2回(第1・4月曜日)理容師、美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。
- ・利用料金:下表のとおり。

バーバーセブン メニュー		1回あたりのサービス料金
男性	顔剃り	2,000円
	丸刈り	1,700円
	丸刈り・洗髪	2,300円
	カット	2,100円
	カット・洗髪	2,700円
	丸刈り・髭剃り	2,700円
	丸刈り・髭剃り・洗髪	2,900円
	カット・髭剃り	3,100円
女性	カット・髭剃り・洗髪	3,300円
	顔剃り	2,000円
	カット	2,100円
	カット・洗髪	3,000円
	カット・顔剃り	3,100円
	カット・顔剃り・洗髪	4,000円
	毛染め・洗髪	4,200円
	毛染め・洗髪・カット	6,000円
ロング料金(洗髪メニュー) ※肩より下の長さ	別途1,000円追加	
ベッドサイド料金	別途500円追加	
※パーマのメニューはありません。		

⑤ 金銭等の管理

- ・利用者の希望により、金銭等管理サービスをご利用いただけます。詳細は、別に定める「利用者預り金等管理規定」によるものとし、管理委任契約の締結が必要になります。
- ・お預かりできるもの:現金、預貯金通帳、金融機関届出印鑑、有価証券、年金証書
- ・保管管理者:管理者(施設長)
- ・利用料金:下表のとおり

金銭出納及び財産管理手数料	月額(1名につき)	1,000円
---------------	-----------	--------

⑥ 写しの交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、写しを必要とする場合には実費をご負担いただきます。

写しの交付	1枚につき	20円
-------	-------	-----

⑦ レクリエーション、クラブ活動

- ・利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- ・利用料金：下記のとおり

生花教室	花材材料費相当額	1,320円/回 (12月のみ2,200円/回)
書道教室	書道材料費相当額	100円/回
手芸教室	手芸材料費相当額	200円/回
その他	費用実費相当額	実費

⑧ 死後処置(エンゼルケア)に伴い必要となる費用

エンゼルケア	1回につき	11,000円
--------	-------	---------

⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものの費用を負担していただきます。

ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料の負担軽減制度について

① 介護保険負担限度額認定

食費と居住費には段階によって補足給付(特定入所者介護サービス費)の対象となり負担限度額が以下ようになります。

利用者負担段階		滞在日 (1日)	食費 (1日)
		ユニット型個室	
第1段階	生活保護受給者または市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されており、かつ預貯金などが単身で1,000万円、配偶者がいる方は合計2,000万円以下の方など	820円 (令和6年8月以降880円)	300円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と年金等収入額(非課税年金を含む)の合計が80万円以下で、かつ預貯金などが単身で650万円、配偶者がいる方は合計1,650万円以下の方など	820円 (令和6年8月以降880円)	390円
第3段階 ①	市民税世帯非課税で合計所得金額と年金等収入額(非課税年金を含む)の合計が80万円超120万円以下で、かつ預貯金などが単身で550万円、配偶者がいる方は合計1,550万円以下の方など	1,310円 (令和6年8月以降 1,370円)	650円
第3段階 ②	市民税世帯非課税で合計所得金額と年金等収入額(非課税年金を含む)の合計が120万円超で、かつ預貯金などが単身で500万円、配偶者がいる方は合計1,500万円以下の方など	1,310円 (令和6年8月以降 1,370円)	1,360円

※外泊加算算定中も、負担段階に応じて上記の金額をいただきます。

※減額については、京都市各区役所保健福祉センター健康長寿推進課への申請手続きが必要になります。

※認定証等の、減額対象であることの確認できる書類を当事業所にご提示下さい。

②社会福祉法人による利用者負担軽減制度

市民税世帯非課税者であって、生計の困難な方が対象です。申請代行も当事業所でさせて頂くことができますのでご相談下さい。

③高額介護サービス費

同一世帯における利用料が、次の自己負担限度額(月額で食費・居住費などを除いたもの)を超えた場合は、超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。京都市在住の方は事業所で代理請求する受領委任払いもご利用頂けます。

利用者負担段階		自己負担上限額(月額)	
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)	
第2段階	市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	15,000円(個人)	
		24,600円(世帯)	
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階・第2段階に該当されない方など	24,600円(世帯)	
第4段階	課税世帯	課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
		課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1160万円)未満	93,000円(世帯)
		課税所得690万円(年収約1160万円)以上	140,100円(世帯)

(4)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金及び費用は、1か月ごとに計算し、サービス提供月の翌月に下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

お支払方法が①、②以外の方は、請求書到着後10日以内に、③、④、⑤のいずれかの方法でお支払い下さい。1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

- ① 預り金よりの引き落とし
- ② 指定口座からの自動引き落とし
- ③ 窓口での現金支払
- ④ 銀行口座への振り込み
- ⑤ 現金書留